

発日福第326号

令和4年7月19日

介護保険サービス事業所 ご担当者様

日向市福祉課長 矢野 英生

(公印省略)

介護保険サービスに移行する障がい福祉サービス利用者の対応について (お願い)

盛夏の候 貴事業所おかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から、本市の障がい福祉行政にご理解と協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、65歳以上の者の障がい福祉サービス利用にあたっては、その内容や機能から障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する介護保険サービスを優先して利用することとなっております。

つきましては、円滑な制度移行のため、相談支援専門員より地域包括支援センターへの情報提供や相談があった際には、ご対応頂きますようよろしくお願いいたします。

今後とも、障がい福祉サービスの円滑な運用ができますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

**【文書取扱】**

〒883-8555 日向市本町10番5号

日向市福祉課障がい者支援係

TEL 0982 (66) 1019 (直通)

FAX 0982 (54) 4350